

御注意
〔30〕から〔32〕までの各欄には、連結親法人のうち、当期末における資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除きます。）について記載します。

署受付印		平成 年月日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 税務署処理欄	連結申告	一連番号			
納稅地	電話() -		連結親法人整理番号							連結グループ整理番号				
			期末現在の資本金の額又は出資金の額			円				連結事業年度(至)	年月日			
(フリガナ)			同非区分	特定同族会社	同族会社	非同族会社		売上金額		兆十億百万				
連結親法人名			経理責任者自署押印	(印)				申告年月日		年月日				
(フリガナ)			旧納稅地及び旧法人名等	(印)				申告区分		庁指定	局指定	指導等		
代表者自署押印			添付書類				貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	通信日付印		確認印	省略	年月日		
代表者住所											直前度処理	年月日		
							年月日				年月日			

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

別表交付要否

連結事業年度分の申告書

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

(連結中間申告の場合の計算期間 平成 年月日)

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「46の①」)	1	十億 百万 千 円	所得税額等の還付金額 (45)	16	十億 百万 千 円
法人税額の特別控除額 (別表六の二「10」+別表六の二「11」+別表六の二「12」+別表六の二「13」+別表六の二「14」+別表六の二「15」+別表六の二「16」+別表六の二「17」+別表六の二「18」+別表六の二「19」+別表六の二「20」)	3		連結中間納付額 (14)-(13)	17	
差引法人税額 (2)-(3)	4		連結欠損金による繰戻しによる還付請求税額	18	外
リース特別控除取戻税額 (別表六の「30」+別表六の「31」+別表六の「32」+別表六の「33」)	5		計 (16)+(17)+(18)	19	外
土地譲渡利益金額 (別表三の二「24」+別表三の二「25」+別表三の二「26」)	6	0 0 0	この申告が修正申告である場合の申告前	20	
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)	7		連結所得金額又は連結欠損金額	21	
連留保証金	8	0 0 0	課税土地譲渡利益金額	22	
同上に対する税額 (別表三の二「42」)	9		課税連留保証金額	23	
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	0 0	法人税額	24	外
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11		還付金額	25	外
控除税額 ((10)-(11)と(43)のうち少ない金額)	12		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (((15)-(23)若しくは((15)+(24)又は((24)-(19)))	26	0 0
差引連絡所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13	0 0	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「2の計」又は「13」)	27	
連結中間申告分の法人税額 (連中間申告の場合は法人税額(14)のうち(14)へ記入)	14	0 0	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「3の合計」)	28	
差引確定税額 (連中間申告の場合は法人税額(14)のうち(14)へ記入)	15	0 0	この修正の申申場合がでのの連結欠損金の当期控除額 翌期へ繰り越す連結欠損金	29	
法人税額の計算 連中小法人親法人の個人場合	30	0 0 0	(30)の22%相当額	34	
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(30)	31	0 0 0	(31)の30%相当額	35	
連結所得金額 (30)+(31)	32	0 0 0	法人税額 (34)+(35)	36	
連結所得金額 (1)	33	0 0 0	法人税額 (33)の30%相当額	37	
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38	0	土税額の内渡証 土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	40	0 0
同上 (別表三(二)「28」)	39	0			
控除税額の計算 所得税の額 (別表六の二「6の③」)	41		還付する金融機関等 口座番号		銀行
外國税額 (別表六の二「17」)	42		貯金記号番号 (郵便貯金振込みの場合)		支店
計 (41)+(42)	43				預金
控除した金額 (12)	44				郵便局
控除しきれなかった金額 (43)-(44)	45		※税務署処理欄		

法 0301-0101-02

税理士署名押印	(印)
---------	-----

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人(特定の医療法人を除く。)の分……平十九・四・一以後終了連結事業年度分